

# 笠間市電子入札運用基準

## 1 総則

### 1-1 趣旨

この運用基準は、笠間市における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、笠間市電子入札実施要綱（平成19年笠間市告示第323号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 1-2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については当該各号に定めるところによる。

#### (1) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入札事務をいう。

#### (2) 紙入札

従来どおり紙に記載した参加資格確認申請書、入札書等を使用して行う入札事務をいう。

#### (3) ICカード

電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と笠間市の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

#### (4) 電子くじ

入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステム。

## 2 共通事項

### 2-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、笠間市が執行する入札案件のうち、笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会が電子入札の方法によることが適当であると認めたものとする。

### 2-2 電子入札を行う案件の基準

前項において、笠間市が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として、電子入札システムにより入札事務を行うものとする。

### 2-3 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、笠間市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）に規定する市の休日を除く次の時間帯とする。

笠間市	8:30～22:00
入札参加者	9:00～18:00

## 2-4 各受付期間等について

電子入札案件の各受付期間等は、次のとおりとする。

- ①開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とする。
- ②入札書提出締切予定日時は、通知または公告により日時を示すこととする。
- ③その他の期間等における日時の設定にあたっては、要綱に基づき設定する。

## 2-5 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、落札方式、工事／業務区分、内訳書有無、案件区分について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

### 【案件の修正手順】

- ①錯誤案件に対して競争参加資格確認申請が行われるのを防ぐため、締切日時を最小単位（1分）になるよう変更する。  
（修正例：受付開始日時13：00 同締切日時13：01）
- ②件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。  
（修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）
- ③新規の案件として改めて登録する。
- ④既に競争参加資格確認申請書等の提出があった入札参加者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して競争参加資格確認申請書等を提出するように依頼する。

## 2-6 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、笠間市よりウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

## 3 入札書等の取扱い

### 3-1 入札書の受付

入札書は、電子入札システムにより入札金額、くじ番号が入力されたものを有効なものとして取扱うものとする。

### 3-2 内訳書等の提出方法（通知または公告により提出を求められた場合のみ）

内訳書等は、電子入札システムに電子ファイルを添付して提出すること。

### 3-3 入札書等提出時の留意点

入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- ①入札書の入力 is 正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- ②入札書受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- ③入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

### 3-4 入札の辞退

入札書受付締切予定日時までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退するものとして取り扱う。また、あらかじめ入札を辞退する場合には、システムにより辞退届を提出すること。

### 3-5 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより一旦提出された入札書等又は辞退届は、撤回、訂正等を認めないものとする。

## 4 開札

### 4-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

### 4-2 再入札（および不落随契）について

予定価格が事後公表の案件について、入札金額が予定価格に達しなかった場合には再度入札を行うものとし、再入札の連絡は、電話および電子入札システムにより通知することとする。

また、指名競争入札により執行する案件について、2度目の入札でも予定価格に達しなかった場合には、直ちに最低入札者から見積りを求める（不落随契）こととする。（最大3回まで）

上記による連絡を行う可能性があるため、入札参加者は、開札日に連絡がつく体制を整えること。

### 4-3 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から入札決定通知書等の発行までが著しく遅延する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により入札参加者への情報提供を行うものとする。

### 4-4 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

### 4-5 開札の中止の連絡

開札を中止する場合には、電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

## 5 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い

### 5-1 電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準

電子入札システムを利用することができる入札参加者は、笠間市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。ただし、経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体においては、代表構成員及び構成員全員から入札に関する権限の委任を受けた「受任者」のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

・・・ 以下の規定（５－２）は、建設工事・建設コンサルタント業務の事業者のみ該当 ・・・

## ５－２ 受任者による電子入札システムの利用基準

前項の規定に基づき、受任者による電子入札の利用は、下記の基準により委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

### （１）提出様式

- ①単体企業（様式第２号）
- ②経常建設共同企業体（様式第４号）
- ③特定建設工事共同企業体は、当該特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格申請時において、委任状を提出するものとする。

### （２）提出時期

- ①委任状は、利用者登録手続きの際に提出を求めるものとする。
- ②入札手続き途中における提出は認めない。

### （３）委任期間

- ①委任期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。
- ②委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について速やかに、財政課契約検査室に書面による届出を行うものとする。

## ５－３ 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにＩＣカードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うこと。

なお、建設工事・建設コンサルタント業務にかかる電子入札システムの利用については、下記書類の届出をし、笠間市の審査終了後から可能となるものとする。

・・・ 物品・役務にかかる電子調達システム利用者は届出不要 ・・・

### （１）届出に伴う提出書類

#### ①電子入札利用届

- ・単体企業（様式第１号）
- ・経常建設共同企業体（様式第３号）

#### ②利用者情報

電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷したＩＣカード情報等を記載したもの

#### ③委任状

５－２の規定に基づくものとする。

### （２）書類の提出方法

郵送、又は直接持参による

### （３）書類の提出先

笠間市総務部財政課契約検査室

#### 5-4 電子入札システムに登録できるICカードの基準

電子入札システムに登録することができるICカードは、民間の電子認証局が発行したもので、ICカードの名義は、企業の代表者又は受任者の名義で、一企業一名義のみとする。

なお、入札参加者に対しては、ICカードの失効、閉塞、破損等に備えて、複数枚のICカードを登録することを奨励するものとする。

(1) 経常建設共同企業体の場合は、単体企業用とは別のICカードを使用する。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合は、単体企業用としてシステムに登録した代表構成員のICカードを使用する。

#### 5-5 代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更

入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及びICカード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

#### 5-6 ICカード有効期限の対応

入札参加者は、現在使用しているICカードの有効期間内に、入札参加者のパソコンから電子入札システムに新しいICカードの登録を行うものとする。

なお、ICカードの名義及び住所の変更を伴う場合は、5-7の規定によるものとする。

#### 5-7 ICカードの名義、住所の変更

入札参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、5-3の規定に準じてICカードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。

なお、当該変更登録については、笠間市の審査が終了するまで、システムの利用が不可となるため、原則として、6の規定に基づき紙入札で対応するものとする。

#### 5-8 ICカード不正使用の取扱い

入札参加者がICカードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。

落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

##### 【不正使用した場合の例示】

①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

②代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合

### 6 紙入札での参加を認める基準

#### 6-1 当初から紙入札での参加を認める基準

原則として紙による入札は認めないものとする。ただし、入札参加者側にやむを得ない事由があると市が認めた場合に限り紙入札を承諾するものとし、入札参加者は、入札参加を希望する案件ごとに、紙入札方式参加承諾願（様式第5号）を提出しなければならない。

この場合において、入札書の提出方法は市の指示に従うものとし、原則として郵便とする。

**【やむを得ない事由の例示】**

- ① I Cカードが失効、破損等で使用できなくなり、I Cカード再取得の申請又は準備中の場合
- ②企業名、企業住所、代表者の変更により、I Cカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③電子入札の導入準備を行っているが、I Cカードの取得が間に合わなかった場合

#### 6-2 紙入札による提出書類等の取扱い

前項の規定により、電子入札案件に紙入札で参加することを承諾した場合には、要綱の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

#### 6-3 電子入札から紙入札への変更を認める基準

笠間市は、電子入札の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合には、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、できるだけ速やかに紙入札方式移行承諾願（様式6）を笠間市に提出するものとする。

**【やむを得ない事由の例示】**

- ① I Cカードが失効、破損等で使用できなくなり、I Cカード再取得の申請又は準備中の場合
- ②企業名、企業住所、代表者の変更により、I Cカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③入札参加者側のシステム障害の場合

#### 6-4 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者について、速やかに紙入札により電子入札案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

### 7 システム障害等の取扱い

#### 7-1 入札参加者側のシステム障害時

入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、6-3の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて、複数のI Cカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

#### 7-2 笠間市側のシステム障害時

笠間市側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り換えるものとし、ホームページ等による公表を行うものとする。

付 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

本件責任者：氏名

連絡先

担 当 者：氏名

連絡先

(様式第 1 号)

## 電子入札利用届

年 月 日

(届出先)

笠間市長

殿

(届出者)

登録番号

住 所

企業名称

代表者名

笠間市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

1 利用者情報 (※ 1)

2 委任状 (※ 2)

※ 1 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録する IC カード情報が含まれる。

※ 2 (様式第 2 号) 代表者より代理人として入札に関する権限の委任を受ける者の IC カードを登録する場合に提出する。



本件責任者：氏名

連絡先

担 当 者：氏名

連絡先

(様式第2号)

## 委 任 状(電子入札用)

年 月 日

笠間市長

殿

(委任者)

登録番号

住 所

企業名称

代表者名

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所

企業名称

代理人氏名

(委任事項)

1 笠間市が発注する工事について、電子入札システムによる入札に関する件

2 委任期間                   年   月   日から  
                                  年   月   日まで

本件責任者：氏名  
担 当 者：氏名

連絡先  
連絡先

(様式第 3 号)

## 電子入札利用届(經常建設共同企業体)

年 月 日

(届出先)

笠間市長

殿

(届出者) 登録番号

企業体名称

經常建設共同企業体

代表構成員 住 所

企業名称

代表者名

構成員 住 所

企業名称

代表者名

笠間市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

1 利用者情報 (※)

2 委任状(様式第 4 号)

※ 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録する I C カード情報が含まれる。(様式第 4 号により当該經常建設共同企業体から代理人として入札に関する権限の委任を受ける者の I C カード情報を提出すること。)

本件責任者：氏名

連絡先

担 当 者：氏名

連絡先

(様式第4号)

## 委 任 状(電子入札用)

年 月 日

笠間市長

殿

(届出者) 登録番号

企業体名称

経常建設共同企業体

代表構成員 住 所

企業名称

代表者名

構成員 住 所

企業名称

代表者名

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所

企業名称

代理人氏名

(委任事項)

1 笠間市が発注する工事について、電子入札システムによる入札に関する件

2 委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

本件責任者：氏名

連絡先

担 当 者：氏名

連絡先

(様式第5号)

## 紙入札方式参加承諾願

1 案件名称

2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、電子入札システムによる参加ができないため、紙入札方式による参加の承諾をお願いします。

年 月 日

(申請者)

登録番号

住 所

企業名称

代表者名

(あて先) 笠間市長

殿

---

上記について承諾します。

年 月 日

様

笠間市長

本件責任者：氏名

連絡先

担 当 者：氏名

連絡先

(様式第6号)

## 紙入札方式移行承諾願

1 案件名称

2 電子入札システムによる処理が継続できない理由

上記案件について、電子入札システムによる電子入札の処理継続が不可となったため、紙入札方式への移行の承諾をお願いします。

年 月 日

(申請者)

登録番号

住 所

企業名称

代表者名

(あて先) 笠間市長

殿

---

上記について承諾します。

年 月 日

様

---

笠間市長